雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項中「平成二十二年八月」を「平成二十三年八月」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「二四・六八」を「二四・七六」に、「二一・七四」を「二一・八〇」に、「二〇・五二」を「二〇・五八」に、「一九・六二」を「一九・六八」に、「一八・五一」を「一八・五七」に、「一七・八七」を「一七・九二」に、「一七・六一」を「一七・六六」に、「一六・五四」を「一六・五九」に、「一五・五六」を「一五・六一」に、「一三・九二」を「一三・九六」に、「一二・五二」を「一二・五六」に、「一一・二九」を「一一・三二」に、「一〇・一九」を「一〇・二二」に、「九・三二」を「九・三五」に、「八・四六」を「八・四九」に、「七・六二」を「七・六四」に、「六・七五」を「六・七七」に、「五・九〇」を「五・九二」に、「五・〇七」を「五・〇九」に、「四・四五」を「四・四六」に、「三・八五」を「三・八六」に、「三・二四」を「三・二五」に、「一・九九」を「一・〇〇」に、「一・八二」を「一・八三」に、「一・六二」を「一・六三」に、「一・三六」を「一・三七」に、「一・一四」を「一・一五」に、「〇・九九」を「一・〇〇」に、

平成十三年四月一日から平成十四年四月一日まで	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年四月一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年四月一日まで	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年四月一日まで	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年四月一日まで	〇・九九
平成十八年四月一日から平成十九年四月一日まで	〇・九九
平成十九年四月一日から平成二十年四月一日まで	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇

を

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・九九

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十三年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金及び平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

スポーツ基本法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百三十一号

スポーツ基本法の施行期日を定める政令

内閣は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

スポーツ基本法の施行期日は、平成二十三年八月二十四日とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏